

個別約款（エコとく料金契約）

2022年3月1日実施

河内長野ガス株式会社

目 次

1. 目的	1
2. 用語の定義	1
3. 適用条件	2
4. 適用料金について.....	2
5. 設置確認及び解約等	2
6. 精算	2
7. その他	3

付則

1. 本個別約款の実施の期日	3
----------------------	---

別表

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法	4
2. 料金表	4

1. 目的

本個別約款は、家庭用コージェネレーションシステムの普及を通じ当社の製造供給設備の効率的な利用を図り、以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 用語の定義

本個別約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「エコとく料金契約」とは、基本約款及び本個別約款に基づきお客さまと当社との間で締結する自由料金契約をいいます。
- (2) 「家庭用コージェネレーションシステム」とは、ガスを一次エネルギーとしてガスエンジン・ガスタービン、燃料電池等により電力又は動力を発生させるとともに、その際に発生する廃熱を利用する家庭用の熱電併給システム又は熱動併給システムをいいます。
- (3) 「家庭用ガス温水床暖房システム」（以下「床暖房」といいます。）とは、エネルギー源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により、床下に設置した配管に温水を供給して暖房を行うシステムをいいます。
- (4) 「家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機」（以下「浴乾」といいます。）とは、エネルギー源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により温水を供給して、浴室で暖房乾燥を行うシステムのことをいいます。
- (5) 「ガスコンロ」とは、エネルギー源としてガスを使用する、鍋、フライパンなどの炊事用具を直火で加熱することを目的とする調理用の機器であって、同時に複数の炊事用具を並行して加熱することができるものをいいます。（コンロの口数が 2 口以上のものをいいます。）
- (6) 「居室」とは、日常的に居住の用に供している住宅内の場所をいい、浴室、台所、洗面所、住宅内の廊下を含みます。
- (7) 「住宅」とは、世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有するものをいいます。
- (8) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務用に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務用に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (9) 「夏期」とは、4月検針分から11月検針分までをいい、「冬期」とは、12月検針分から3月検針分までをいいます。

3. 適用条件

- (1) 家庭用コージェネレーションシステムを専用住宅又は1 需要場所に設置するガスメーターの能力（個別約款（一般料金契約）及び他の個別約款（小型空調契約及び空調夏期契約に限ります。）による契約ごとにガスメーターを設置しているお客さま又は基本約款1 8(4)ただし書きの規定により本体料金を設定しているお客さまについてはそのガスメーターの能力の合計とします。）が16 立方メートル毎時以下の併用住宅で使用する需要で、お客さまがエコとく料金契約を希望される場合に適用いたします。
- (2) ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等の定格発電出力（機器容量）が0.5kw 以上5kw 以下であること。

4. 適用料金について

本個別約款を適用されているお客さまは、所有されている機器の組合せにより、別表の料金表に基づいて料金を算定いたします。

種別	所有機器の組合せ
一種	家庭用コージェネレーション
二種	家庭用コージェネレーション+床暖房
三種	家庭用コージェネレーション+床暖房+（浴乾・ガスコンロ）

（浴乾とガスコンロはセットで所有されていることが条件です）

5. 精算について

- (1) お客さまが3の適用条件を満たさずにガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日までさかのぼって個別約款（一般料金契約）に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。
- (2) お客さまが4に定める種別毎の所有機器の組み合わせ条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日までさかのぼって、適用すべき条件に基づいて算定した料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

6. 設置確認及び解約等

- (1) 当社は、床暖房・浴乾・ガスコンロが設置・使用されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はエコとく料金契約の申込みを承諾しない、又はエコとく料金契約を解約することといたします。

- (2) 床暖房・浴乾・ガスコンロを取外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、家庭用コージェネレーションシステムを取り外した場合は、エコとく料金契約を解約したものとみなします。
- (3) (1)又は(2)に基づく解約日、契約種別の変更日は、3又は4に定める適用条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日といたします。

7. その他

その他の事項については、基本約款を適用いたします。

付則

1. 本個別約款の実施期日

本個別約款は、2022年3月1日から実施いたします。

別表

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金又は基本約款19の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)
 - ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1+消費税率)
 - ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

2. 料金表(消費税等相当額を含みます。)

(1) 適用区分

料金表A 夏期のご使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 夏期のご使用量が20立方メートルを超える場合に適用いたします。

料金表C 冬期のご使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 冬期のご使用量20立方メートルを超え、60立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 冬期のご使用量が60立方メートルを超える場合に適用いたします。

なお、「夏期」とは、4月検針分から11月検針分までをいい、「冬期」とは12月検針分から3月検針分までをいいます。

(2) 料金表(エコとく一種)

料金表A

イ) 基本料金(消費税等相当額を含みます)

1ヶ月及びガスメーター1個につき	847.00円
------------------	---------

ロ) 基準単位料金(消費税等相当額を含みます)

1立方メートルにつき	200.38円
------------	---------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表B

イ) 基本料金(消費税等相当額を含みます)

1ヶ月及びガスメーター1個につき	2,574.00円
------------------	-----------

ロ) 基準単位料金 (消費税等相当額を含みます)

1立方メートルにつき	114.03円
------------	---------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表C

イ) 基本料金 (消費税等相当額を含みます)

1ヶ月及びガスメーター1個につき	847.00円
------------------	---------

ロ) 基準単位料金 (消費税等相当額を含みます)

1立方メートルにつき	200.38円
------------	---------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表D

イ) 基本料金 (消費税等相当額を含みます)

1ヶ月及びガスメーター1個につき	1,417.17円
------------------	-----------

ロ) 基準単位料金 (消費税等相当額を含みます)

1立方メートルにつき	171.87円
------------	---------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表E

イ) 基本料金 (消費税等相当額を含みます)

1ヶ月及びガスメーター1個につき	4,442.77円
------------------	-----------

ロ) 基準単位料金 (消費税等相当額を含みます)

1立方メートルにつき	121.45円
------------	---------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款 19 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金表 (エコとく二種)

料金表 A

イ) 基本料金 (消費税等相当額を含みます)

1 ヶ月及びガスメーター1 個につき	847.00 円
--------------------	----------

ロ) 基準単位料金 (消費税等相当額を含みます)

1 立方メートルにつき	192.37 円
-------------	----------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款 19 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 B

イ) 基本料金 (消費税等相当額を含みます)

1 ヶ月及びガスメーター1 個につき	2,504.95 円
--------------------	------------

ロ) 基準単位料金 (消費税等相当額を含みます)

1 立方メートルにつき	109.48 円
-------------	----------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款 19 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 C

イ) 基本料金 (消費税等相当額を含みます)

1 ヶ月及びガスメーター1 個につき	847.00 円
--------------------	----------

ロ) 基準単位料金 (消費税等相当額を含みます)

1 立方メートルにつき	192.37 円
-------------	----------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款 19 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 D

イ) 基本料金 (消費税等相当額を含みます)

1ヶ月及びガスメーター1個につき	1,394.55 円
------------------	------------

ロ) 基準単位料金 (消費税等相当額を含みます)

1立方メートルにつき	165.00 円
------------	----------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款 19 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 E

イ) 基本料金 (消費税等相当額を含みます)

1ヶ月及びガスメーター1個につき	4,298.55 円
------------------	------------

ロ) 基準単位料金 (消費税等相当額を含みます)

1立方メートルにつき	116.60 円
------------	----------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款 19 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

(4) 料金表 (エコとく三種)

料金表 A

イ) 基本料金 (消費税等相当額を含みます)

1ヶ月及びガスメーター1個につき	847.00 円
------------------	----------

ロ) 基準単位料金 (消費税等相当額を含みます)

1立方メートルにつき	184.37 円
------------	----------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款 19 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 B

イ) 基本料金 (消費税等相当額を含みます)

1ヶ月及びガスメーター1個につき	2,435.89 円
------------------	------------

ロ) 基準単位料金 (消費税等相当額を含みます)

1立方メートルにつき	104.92 円
------------	----------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款 19 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 C

イ) 基本料金 (消費税等相当額を含みます)

1 ヶ月及びガスメーター1 個につき	847.00 円
--------------------	----------

ロ) 基準単位料金 (消費税等相当額を含みます)

1 立方メートルにつき	184.37 円
-------------	----------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款 19 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 D

イ) 基本料金 (消費税等相当額を含みます)

1 ヶ月及びガスメーター1 個につき	1,371.74 円
--------------------	------------

ロ) 基準単位料金 (消費税等相当額を含みます)

1 立方メートルにつき	158.13 円
-------------	----------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款 19 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 E

イ) 基本料金 (消費税等相当額を含みます)

1 ヶ月及びガスメーター1 個につき	4,154.74 円
--------------------	------------

ロ) 基準単位料金 (消費税等相当額を含みます)

1 立方メートルにつき	111.74 円
-------------	----------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款 19 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。